

旧陸軍における戦史編纂 - 軍事組織による戦史への取組みの課題と限界 -

塚本 隆彦

【要約】19世紀、軍事組織（軍隊）は軍事的大変革に直面し、市井の歴史学者に代わって自ら戦史編纂に取組み始めた。そして、21世紀を迎えた今日、11.9（ベルリンの壁崩壊）、9.11（アメリカ同時多発テロ事件）により、これまでにない創造的な対応を迫られている。そのため、先人の経験に学び歴史観を持った今後の戦史編纂取組みが期待される。

はじめに

軍事組織が市井の歴史家に代わって、戦史編纂に取組むようになったのは、19世紀になってからである¹。わが国の戦史編纂も軍事組織 戦前には旧軍、戦後は防衛省・自衛隊 によって取組まれるようになって約130年を経てきた。この間、他国での取組みと概ね同じような道程を辿ってきたと言える。しかし、特異な面も見られる。例えば、軍人及び軍属、又は退役軍人、一部に戦史マニアなども含まれるが、戦史は主に軍事関係者によって取組まれてきた。つまり、諸外国では20世紀に入って、一般の歴史学者も戦史に取組んでゆくが、我国では大学等においても研究・教育されることがなく、あたかもサンクチュアリー（聖域）の呪縛に囚われているように軍事組織による独占的な取組みが続いている。その他にも、特有の課題が見られる。一例をあげると、わが国では戦史について語るとき、先ずそれぞれの価値観に基づき予め定義して使用されるか、又は軍事史、戦争史、作戦戦闘史等の同義語として使われている²。また、戦史という言葉が英訳する際、「Military History（軍事史）」又は、「War History（戦争史）」を混用するなど、概念上の混乱を招くことが放置されたままとなっている。しかも、「戦史」の語源は、現在国際的に死語となっているドイツ語のクリークゲシヒテ（Kriegs-

¹ Bernard Chiari, "Vom Kriege? Ueber den Sinn der Militaergeschichte heute," *Militaergeschichte: Zeitschrift fuer historische Bildung* (Heft1.1.Quartal 2002), p. 56; Von Wolfram Wette, "Militaergeschichte zwischen Wissenschaft und Politik," Thomas Kuehne eds., *Was ist Militaergeschichte?* (Paderborn: Ferdinand Schoeningh, 2000), p. 50. 1816年、プロシア参謀本部に歴史学者に代わって公式の戦史編纂に取組む歴史部が創設された。

² 中塚明『日清戦争の研究』（青木書店、1994年）216頁。

geschichte) を基としている。しかし、ドイツでは国際的な用語の使用慣例に準じて、1950年代以降、「戦史 (Kriegsgeschichte)」に代えて、「軍事史 (Militaergeschichte = Military History)」が使用されている³。その他にも多くの課題が見られ、戦史編纂取組みに影響を及ぼしている。

過去を忘れて現在だけで輝かしい未来は語れない。軍事組織による戦史への取組みの歴史をふりかえるとき、そこには、これまでに積み残してきたもの、後世に語り継いでゆくべきものがある。そこで本稿の目的は、旧陸軍による戦史編纂への取組みの起源と足跡を辿り、その課題と限界を考察し、今後における戦史の諸問題についての研究 (理論研究) に資することにある。

ここで本稿が対象を戦史研究とせず戦史編纂としたのは、戦史編纂が軍事組織として取組んだ戦史の精髓と言えるからである⁴。つまり、軍事組織の取組みには、戦史の調査・研究 (Research)、編纂 (Publication)、及び教育・活用 (Application) の3つの側面がある。これらの側面の相互関係は、前の二つが戦史の教育・活用 (第三の側面) のためのツールとしての地位・役割を占めていること、並びに、編纂が軍事組織による戦史への取組みの骨幹をなしていることである。例えば、戦史編纂は陸軍大臣や参謀総長が示す編纂要綱等に基づき、通常、数年に亘る史資料の収集、調査・研究、叙述等の組織的活動として取組まれていた。また、成果としての戦史書は史実を確定した公的見解・解釈 (Official Account) であり、権威と信頼性のある教育資料又は業務の参考資料として、軍事的ニーズ (事績の顕彰・業務の参考・教育) に幅広く活用されている。更に、戦史編纂業務上も、戦史書は、調査・研究成果の反映であり、特に史論・編纂手法等の具現と、その遺伝子を伝承するツールでもあるからである。それに比し、調査・研究は、通常、個人単位で、しかも、1ヵ年程度の比較的短期間で取組まれる⁵。研究成果は主に特定分野の業務の参考に資されているが、戦史教育への汎用性などは限定的である⁶。また戦史編纂業務の観点からも、旧陸軍においては研究成果の蓄積は計られた形跡がなく、総じて一過性的な特質がある。わが国における戦後の戦史の調査・研究につい

³ Wette, "Militaergeschichte zwischen Wissenschaft und Politik," p. 50.

⁴ 本稿が旧陸軍を対象とした理由は、本来、戦史の諸問題を捉えるためには、旧海軍を含めた全ての戦史編纂を網羅する必要がある。しかし旧軍は、陸戦史・海戦史など限定・細分化して取組まれており、陸海軍のいずれかの活動を軸に捉えることにより本稿の目的を達成できる。そこで使用できる史料の状況、並びに戦史編纂の実績などを考慮し、旧陸軍、中でも特に重要な役割を担った参謀本部を中心に捉えていくこととした。

⁵ 参謀本部第十一課「日独戦史課の運営」(昭和12年8月26日)(防衛研究所図書館所蔵)参照。例えば、「蘇軍戦法の動向に関する二三の考察(担任小沼少佐)」、「大河の渡河作戦(担任石井少佐)」及び「化学戦に関する研究(担任中山中佐)」等の多数の調査研究への取組みが報告されている。

⁶ 陸軍大学校の各種の「戦史講授録」の作成経緯等を参照。

ても、同様の特質が見られて来た⁷。

ところで、本稿のテーマに関連する先行研究は、旧陸海軍の膨大な戦史編纂の全体像を把握して展開されているというより、むしろ一部の戦史編纂を対象に論じられてきたとの印象を抱いている⁸。実際、わが国の戦史に関する理論研究は端緒についたばかりで、いまだに体系的な研究が行われていない、いわば「かじりかけ状態」にあると言える。そのため、多くの基本的な問題が手付かずに残されており、戦史編纂の歴史を振り返ることは、歴史の一部として、真に役立つ戦史への取組みに貢献できるものと期待している⁹。

なお、ここでの「戦史」は、「軍事史(Military History)」、「戦争史(War History)」及び「作戦戦闘史(Operation History)」等を包含した広義の解釈で使用している。

1 旧陸軍による戦史編纂への取組みの起源と軌跡

(1) 軍事組織による戦史編纂への取組みの起源

真に歴史に学ぶことが必要とされるのは、それまでに経験したことのない状況に直面し、それへの対応を模索するとき等がある¹⁰。まさに、軍事的な変革(RMA)に遭遇した18世紀末から19世紀初頭における軍事組織(軍隊)がそうである。その契機とされているのは、オーストリア帝国のヨーゼフ 世(Joseph Benedikt August Johann

⁷ 防衛研修所戦史室「戦史の考察(戦史研究資料HRO-1)」(防衛研究所図書館所蔵、1969年)。大東亜戦史叢書の当初目標96巻の刊行に目途がついた昭和49年、第2代戦史室長島貴重治は、20年近く編纂に携わった優秀な編纂官達が史的考察を加えた戦史研究論文を編集し「戦史の考察」を作成、それを防衛庁・自衛隊に配布している。しかし、これらは殆ど活用されず、その後、戦史室として同様の試みは行われていない。

⁸ 参考とした文献資料；林健太郎『史学概論』(有斐閣、1953年)4-5頁。西浦進『兵学入門』(田中書店、1968年)158-164頁。浅野祐吾「明治陸軍の戦史研究について」『軍事史学』第7巻第4号(1972年3月)2-11頁。近藤新治「戦史と史学について」『軍事史学』第8巻第2号(1972年9月)2-12頁。阿南惟敬「戦史学はありえないか」『軍事史学』第9巻第1号(1973年6月)2-11頁。長嶺秀雄「戦史学について」『軍事史学』第9巻第3号(1973年12月)49-57頁。安井久善「戦史学への道」『軍事史学』第10巻第4号(1975年3月)2-13頁。友安一夫「軍事史研究における行動的アプローチ」『軍事史学』第13巻第1号(1977年6月)12-18頁。浅野祐吾「戦史おぼえ書」『軍事史学』第18巻第4号(1983年3月)2-11頁。中塚『日清戦争の研究』216-221頁。大江志乃夫『世界史としての日露戦争』(立風書房、2001)358-368頁。大江志乃夫『解説 陸軍省編・明治三十七八年戦役陸軍政史』(湘南堂書店、1983年)附録。近藤新治「旧陸海軍における戦史研究」『軍事史学』第11巻第3号(1975年12月)50-56頁。

⁹ 奥宮正武「新しい戦史編纂への提言」『軍事史学』第27巻第4号(1992年3月)59-72頁。

¹⁰ モーリス・マトロフ「歴史の本質」佐藤恭三訳(「軍事史研究」防衛研究所所蔵資料、参考資料84ZT-1H、1984年)7-43頁。原書は、John E. Jessup, Jr. and Robert W. Coakly, ed., *A Guide to the Study and Use of Military History*, (Washington, D.C.: Center of Military History, United State Army, Government Printing Office, 1979), pp. 5-39.

Anton Michael Adam、1741-1790、在位：1780-1790） マリア・テレジアの息子、啓蒙専制君主 の試みであった¹¹。彼は 1779 年、宮廷戦争会議（Hofkriegsrat）に、1740 年以降の自国の戦役を歴史的に考察することを指示し、これが将軍達によって取組まれた。その狙いは、七年戦争（1756-1763）等における失敗の経験を分析し、それらから得られた教訓を実践的に応用して、将来のプロシア（Preussen）との戦いに備えることにあったと言われている¹²。そのため、軍事組織による戦史への取組みは、あくまで実学としての関心を動機としたものであり、歴史学者ベルンハイム（Dr. Ernst Bernheim, 1850-1942）の歴史学の発展過程を用いれば、「教訓的或いは実用的歴史（Lehrhafte od. Pragmatische Geschichte）」から始まっていた¹³。

ところで、当時の軍事的環境の変化はアメリカ独立戦争（1776-1783）、フランス革命（1789）とそれに続くナポレオン戦争（Guerres napoleoniennes, 1803-1815）等によりもたらされた。特に、国民大衆軍の出現とナポレオン（Napoleon Bonaparte, 1769-1821）の登場は、戦場の規模、様相を大きく変化させ、戦争のイメージを根底から覆し、絶対王政下の常備軍（傭兵）制度を崩壊させた¹⁴。そのため、欧米諸国は傭兵軍に代わる兵制改革、なかんずく軍事機構の整備や将校教育への取組みが重要な課題とされた。その一例は、サンドハースト（英、創設 1802 年）、ウェストポイント（米、同 1802 年）、サン・シール（仏、同 1808 年）、そしてクリーク・アカデミー（独、同 1810 年）等の士官学校が、この頃（19 世紀初頭）に集中して創設されていることである¹⁵。同時に、将校教育のための兵学が充実されていく中で、戦史は、兵学の源としての地位・役割を占めていった¹⁶。

因みに、それまでの戦争経験に学ぶための戦史の研究・編纂（叙述）は、ヘロドトス（Herodotus, 485-420 B.C.）や、ツキディデス（Thucydides, 460-400 B.C.）などに代表されるように、いわば、市井の歴史家によって担われてきた¹⁷。また、それらをどの

¹¹ Chiari, "Vom Kriege? Ueber den Sinn der Militaergeschichte heute," p. 56; Hew Strachan, *European Armies and the Conduct of War* (London: Routledge, c1983), p. 4.

¹² Chiari, "Vom Kriege? Ueber den Sinn der Militaergeschichte heute," p. 56. 七年戦争は、プロシアとイギリス、オーストリア及びロシアとの間で戦われた戦争。

¹³ ベルンハイム『歴史とは何ぞや』坂口昂訳（岩波書店、1979年）19-30頁。因みに第一階段は「物語的歴史」、第三階段は「発展的或いは発生的階段」と区分されている。

¹⁴ Walter Goerlitz, *Kleine Geschichte des deutschen Generalstabes* (Berlin: Haude & Spenersche Verlagsbuchhandlung, 1977), pp. 9-24.

¹⁵ 但し、ドイツの Kriegsschule（ベルリン）は、第二次大戦後、Universitaeten der Bundeswehr（ハンブルグ、ミュンヘン）に受け継がれている。

¹⁶ Michael Howard, *Der Krieg in der europaischen Geschichte: Vom Ritterheer zur Atomstreitmacht*, (Muenchen: C.H. Beck Verlag, 1991), pp. 30-45. 栗栖弘臣『安全保障概論』（BDA社、1997年）43-44頁。

¹⁷ 古代ギリシャの歴史家。Herodotus は、*History of Persian war* を叙述、「歴史の父」といわれた。

ように学び、活用するのかについても、あくまで個々の軍人達の問題であり、組織的な取組みによるものではなかった¹⁸。

軍事組織による戦史への取組みが普及してゆくにあたって、プロシアが果たした役割は大きい。つまり、プロシアはナポレオンとの戦い(1806-1807)に敗れ、参謀本部(Grosse Generalstab)を創設する等の軍事改革に取組み、その後の普墺戦争(1866)及び普仏戦争(1870-1871)での手際良い勝利により、国内外の賞賛を浴びた¹⁹。その際、ドイツ参謀本部は軍隊の頭脳として戦争指導上の最高統帥・立案機関であるだけでなく、戦史の編纂機関、及び参謀将校の教育機関等としても注目されていた²⁰。それらが、「プロシアに倣え」の名声と相俟って、各国の戦史への取組みに影響を与え、やがて日本にも伝えられてゆくこととなったからである²¹。

その後、ドイツの戦史が歴史(史学)の一部としても取組まれ、更なる発展に繋がってゆくのは、歴史学者デルブリュック(Hans Delbrueck, 1848-1929)が『政治史の範囲にある兵学史(*Geschichte der Kriegskunst im Rahmen der politischen Geschichte*)』を発表しドイツ参謀本部との激しい論争を繰り広げる20世紀に入ってからのことである²²。また、戦史が政治的プロパガンダとして利用(戦史の政治化)されたのは、ヒトラー(Adolf Hitler, 1889-1945)の下での国防軍(Wehrmacht)時代である²³。

(2) 旧陸軍による戦史編纂への取組みの契機と軌跡

わが国における戦史編纂取組みも、明治新政府の下での陸軍の創設という軍事的大改革と共に始まった。それらの軌跡は、兵史及び戦記編纂に取組み始めた時期、次いで明治半ば、ドイツの戦史理論に倣い公刊戦史の編纂を試みた時期、更に、明治期後半から大正期前半の間において、公刊戦史の編纂が空洞化された時期、そして、秘密戦史を主

Thucydides は、*History of Peloponnesian war* を叙述。

¹⁸ ベント・オースランド国際軍事史学会長「軍事史研究の動向」(『軍事史学』通巻第59号、1979年12月)4-6頁。

¹⁹ Goerlitz, *Kleine Geschichte des deutschen Generalstabes*, pp. 21-37. 「プロシア参謀本部の成立はナポレオン戦争という国難のおかげ」と記している。

²⁰ Wette, "Militaergeschichte zwischen Wissenschaft und Politik," p. 50.

²¹ Goerlitz, *Kleine Geschichte des deutschen Generalstabes*, p. 54. 1816年に参謀本部に歴史部が創設され、その後、1896年にはシュリーフェンにより、第1戦史課(近代戦史)、第2戦史課(古代戦史)からなる第5部に改編され、初代の部長には明治の陸軍の近代化に功績のあったメッケル大佐(1895-1896)を任じている。渡部昇一『ドイツ参謀本部』(クレスト社、1998年)180-183頁。

²² 同上。

²³ Roland G. Foerster, "Military History in the Federal Republic of Germany and the Bundeswehr," David Charters eds., *Military History and Military Profession* (Westport, Conn: Praeger Publishers, 1992), pp. 159-197.

体とする編纂取組みに移行した時期という四つの結節に区分できる。

まず、第一期は明治の建軍から明治 22 年頃までの兵史・戦記が編纂された時期である。この間においては、参謀局に付属する第四課（兵史課、後に編纂課）により、「戦争記」（明治 6（1873）年頃）、『皇朝兵史』（明治 13～20 年頃まで）、『佐賀征討戦記』（明治 8 年）及び『征西戦記稿』（明治 20 年）等が編纂されている²⁴。

兵史・戦記編纂の契機は、旧陸軍が仏式の軍事機構を模倣したことであった²⁵。そのため、軍事機構の機能の一つとして、編纂取組みが始まったと言える。しかし、旧陸軍は仏式の組織理論等を十分に理解することなく軍事機構を模倣していた。それは、明治新政府の兵制改革、特に明治 5 年 2 月 27 日の陸軍省の創設等の中央機構の構築が、山県有朋（1838-1922）により、その基礎が築かれていたことにあった²⁶。彼は、翌 6 年 6 月に初代の陸軍卿（陸軍大臣）に就任し大村益次郎（1824-1869）と並ぶ陸軍創設の功績者であるが、その手法的な特徴は、内憂外患に備え得る西洋に伍す軍隊の一日でも早い建設にあり、いわば、拙速にあった。そのため、西洋の合理的な理論を検討し受容することがなかった²⁷。そのことを裏付けているのが、陸軍建設の主要な建議を行った桂太郎（1848-1913）の回想である。桂は、「然れども未だ如何なる方法、如何なる組織という研究をなして、この論を立てたるものにあらず」と述べている²⁸。

また、徳富蘇峰（1863-1957）も同様のことを述べている²⁹。更に、篠原宏が著書『陸軍創設史』において指摘しているように、兵史及び戦記編纂への取組みを定めた明治 6 年 3 月 12 日の陸軍省職制（条例）第一条（第六局・陸軍文庫）の内容は、フランス軍人ジュブスケ（Albert Charles Dubousquet, 1837-1882）の建議を、そのまま採用していることも、そのことを裏付けている³⁰。

²⁴ 現存する「戦争記」（防衛研究所図書館所蔵）は、「原書」と表記された手稿であり刊行されたものではない。また、その表紙には「四の上」と記されており、戊辰戦争の一部（明治元年 9 月 23 日から 11 月 3 日の間）の記録内容であり全体像は確認出来ない。陸軍文庫編『佐賀征討戦記』（陸軍文庫、明治 8 年）には、「此書戦記を以て名とす、故に専ら戦闘の形状を詳かにするを以て本旨とす」とし、「戦記」という呼称を初めて用い、戦闘の顛末を詳細に叙述するものと定義している。

²⁵ 明治 3 年 10 月 2 日の兵制統一により、仏式の軍事組織をモチーフにしている。

²⁶ 松下芳男『日本軍閥興亡史 上巻』（芙蓉書房、2001 年）27-86 頁。

²⁷ 大江志乃夫『日本の参謀本部』（中央公論社、1985 年）23-26 頁。大山梓『明治百年史叢書 16・山縣有朋意見書』（原書房、1966 年）43 頁。岡義武『山縣有朋』（岩波書店、1981 年）20-24 頁。元治元（1864）年の四国艦隊事件において奇兵隊軍監として参加、明治 2 年 3 月から西郷従道と共に欧州列強、特にプロシアとフランス両国の兵制を調査研究して、翌 3 年 8 月 2 日に帰朝。

²⁸ 徳富蘇峰『公爵桂太郎傳（乾巻）』（故桂公爵記念事業会、非売品、大正 6 年）376 頁。

²⁹ 同上、9 頁。

³⁰ 篠原宏『陸軍創設史』（リプロポート、1983 年）318-326 頁。当該条例における戦史編纂を含む「陸軍文庫」を扱う第六局の事務。陸軍省「明治六年三月十二日 職制・条例」（防衛研究所図書館所蔵）（陸軍省、規則条例、M6～2、15）。陸軍文庫を扱う第六局はジュブスケの第六番寮（軍事の古記・文庫）をそのまま採用と記している。また、そこには日本全国兵家歴史に係る書類及び版本の

その結果、旧陸軍の兵史・戦記の編纂理念等は西洋のものとは異なり、曖昧なものとなった。例えば、兵史・戦記は、それぞれの戦役毎に必ずしも作成されておらず、その編纂大系が不明確である。つまり、当該期間(明治20年頃まで)の戦役は、明治7(1874)年の佐賀の乱、及び西南戦争だけでなく、その他にも明治9年に、神風連の乱、秋月の乱、及び萩の乱等が生起し、更にはそれらの国内紛争だけでなく、明治6年の台湾出兵、明治8年の江華島事件、同15年の壬午の乱及び同17年の漢城事変等といった国際紛争も生起していた。にも関わらず、これらについて叙述した兵史・戦記編纂の形跡はないからである³¹。また、編纂目的には、欧米の軍事組織の取組みの特色である将校教育に対する配慮は見られない³²。つまり、事績の顕彰と事務課業の用に供することを主とし、部内向けの編纂事業(In-House Work)として取組まれ、陸軍文庫に蔵し、陸軍省、参謀本部、監軍部及び部隊司令部等の公務に使用が限定されていた。このことは、仏式の取組みを模倣しながらも、将校が私的に兵学研鑽に使用することを禁止しているなど、戦史理論を考究・理解した取組みでなかった証査でもあった。

また、兵史・戦記の編纂理念等の曖昧さは、その後の戦史編纂に決定的な制約を与えていくつかの課題を萌芽させてもいた。なかでも、軍事機構の構築に伴い縦割りの多元的な編纂枠組みが制度化されていることや、批判的叙述が制約されていること等は、その後も受け継がれ、いわば、負の遺産となっていたからである³³。

次いで、第二期は、明治22～34年に亘る参謀次長川上操六(1848-1899)による『日本戦史』の編纂期である³⁴。この間において、参謀本部はドイツの戦史に倣い、初めて「戦史」と称し編纂取組みを始めている。というのは、兵式が仏式から独式へ変更され、

収蔵並びにその分類内外兵史並びに政誌の蒐輯と記されている。そして、戦史編纂は「戦争記注の事」とされている。

³¹ 小山弘健「日本軍事史年表」『近代日本軍事史概説』(伊藤書店、1944年)501-551頁。なかでも、台湾出兵は明治7年5月に陸軍中将西郷従道が率いる征討軍(3,658名)を台湾南部に派遣し、約半年後(10月)に、「日清両国間互換議定書」が調印され征討軍を撤兵した戦役であり、その後の軍事政策上も重要な戦役である。

³² 陸軍文庫編『佐賀征討戦記』及び同『皇朝兵史』(陸軍文庫、明治13年)等の例言を参照。陸軍省「明治9年 規則条例」(明治9年2月27日)(防衛研究所図書館所蔵)規則条例「陸軍文庫図書出納規則」の第三条には、「本庫内に蔵むるところの図書は事務課業の用に供するものたるを以て、諸官員自らを修る學術の為に用いるが如きは一切貸すことなし」と規定している。

³³ この点について、『皇朝兵史』の例言には、「論贊を附すべきであるが、攻守の略勝敗の要を弁明するに至っては一人の私論をその間にくわえんよりは読む者をしてその利害得失を論ぜしむるに、熟興し蓋しはその人に存せり」と記述されている。

³⁴ 参謀本部編『日本戦史』(元真社、偕行社、1893-1928年)は、本邦の戦国時代の百数十に及ぶ戦役について、生起した時系列に係らず、それぞれの史料等の事情に応じて編纂することが目指されていた。初刊の『日本戦史 関原役』は、明治22年9月に起稿され、4年後の明治26年6月30日に脱稿・刊行されている。その後、『大阪役』(明治30年)、『桶狭間役』(明治35年)と続くが、昭和3年の『朝鮮役(13巻目)』をもって終刊となっている。

ドイツの戦史理論 (Die Theorie der Kriegsgeschichte) が本格的に流入したことによる³⁵。

先ず、明治 18 (1885) 年にドイツからモルトケ門徒のメッケル (Klemens Wilhelm Jacob Meckel, 1842-1906) が招かれドイツ兵学の源としての戦史を伝え、続いて川上操六や田村怡与造 (1854-1903) らがドイツ留学から帰国し戦史編纂に挑み始める³⁶。そして、最初に編纂されたのが参謀本部編『日本戦史 関原役』(明治 26 年)である。その際、川上は日本戦史編纂委員長として自ら取組んでいる。

『日本戦史』編纂の特徴は、教育的価値を重視し、戦役の批判的研究による考察・叙述が試みられている点にあった³⁷。そのため、戦史編纂の対象は「兵学を学ぶ人」とし、軍人だけでなく一般の読者も含めている。また、わが国で最初の公刊戦史の編纂取組み (Public-Work) となり、東京日本橋の丸善商社、東京神田の有斐閣など、全国 48 の書店で販売された³⁸。

その後、川上操六は参謀次長として、日清戦争 (1894.8.1-1895.5.8) を勝利に導いた後、『明治二十七八年日清戦史』の編纂に着手した。その際、兵史及び戦記編纂取組みが残した負の遺産に挑戦し、編纂枠組みの一元化、及び批判的叙述などを試みたが、明治 32 年 5 月、病に倒れ日清戦史の完成を待たず長逝した。

第三期は、明治 35 (1902) 年から大正 3 (1914) 年に亘る間の参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』³⁹ (以下、公刊日清戦史と称す) 及び『明治三十七八年日露戦史』⁴⁰ (以下、公刊日露戦史と称す) 等が編纂された時期である。この間において、旧陸軍の公刊戦史の編纂は多元的な編纂枠組みだけでなく、批判的叙述の制約の強化により空洞化されている。つまり、川上の没後は山県を頂点とする長州藩閥が勃興し、参謀本部内でも藩閥的軍閥の影響が強まり、川上門下の東條英教 (1855-1913)、柴五郎 (1860-1945)、落合豊三郎 (1861-1934) 等の編纂委員長が相次いで更迭された⁴¹。

その後を受けて、大島健一 (大島浩駐独大使の父、1858-1947) が登場する。彼は、明治 35 (1902) 年 2 月、参謀本部第四部長事務取扱に任ぜられて以来、大正 3 (1914) 年に参謀本部次長 (陸軍少将) から陸軍次官 (陸軍中将) に就くまでの約 12 年間に参謀本部で勤務した。その間、公刊日清戦史及び公刊日露戦史の編纂に関わり、特に公刊日

³⁵ 小山弘健『近代日本軍事史概説』(伊藤書店、1944年)214-248頁。

³⁶ 佐藤徳太郎『軍隊・兵役制度』(原書房、1975)131-146頁。

³⁷ 参謀本部編『日本戦史 関原役』(博聞社、1893年)の緒言。

³⁸ 小山『近代日本軍事史概説』501-590頁。

³⁹ 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史(全8巻)』(星野錫、明治37-40年)。

⁴⁰ 参謀本部編『明治三十七八年日露戦史(全10巻)』(偕行社、明治45-大正3年)。

⁴¹ 松下『日本軍閥興亡史 上巻』13-25頁。

清戦史の「新編纂方針」、並びに「日露戦史編纂綱領等」を作成した。大島はこれらの編纂理念の作成を通して、それまでに形成されていた多元的な編纂枠組みによる編纂対象の狭隘化を促しただけでなく、批判的叙述の制約を強化することにより、軍の威信を保つことを優先した編纂を目指したのであった⁴²。

その結果、参謀本部による公刊戦史の編纂は戦争指導等の高等統帥面を避けて、師団以下の作戦・戦闘経過の叙述を主体とされた⁴³。そして、戦史は、「作戦戦闘史」としてのイメージを創りあげていくことになる。また、公刊日露戦史が1万6千部刊行され、大半(1万部)が日本全国の諸学校により購入されたことも、それらのイメージの普及・定着化に繋がったと言える⁴⁴。

第四期は、大正4(1915)年以降における秘密戦史を主体に取組まれた編纂期である。この間、公刊戦史の編纂は益々形骸化し、秘密戦史の編纂へ重点が移行された。契機は、昭和初期、参謀本部における日露戦争研究の見直しであった。その最初の取組みは、参謀本部第四部が陸大戦史教官谷壽夫の講義摘要録第1巻をもとに、「日露戦役における我帝国の開戦準備の真相(上・中・下巻)」を編集したことであった⁴⁵。次いで、昭和6(1931)年には、「明治三十七・八年秘密日露戦史(第1~3巻)」を編纂・調製している⁴⁶。また、陸軍省は、同時期に陸軍省編「軍事関係明治天皇御伝記史料」の草稿から日露開戦の経緯に関する事項を抜粋した「日露開戦事情(手稿本)」を編集している⁴⁷。

日露戦争研究の見直しの特徴は、「時局多難戦争準備の急を要す秋、枢機に参画するものの参考に資するため」との限定的目標を掲げて、日露戦争の開戦事情及び緒戦の指導を対象に編纂し、陸軍三官衙の業務に資された点である。また、これらの編纂・編集は、大正末期から陸軍中枢が満蒙問題解決策を模索し始めた頃から、満州事变勃発(昭和6年9月18日)までの間に取組まれた点に時宜的な特徴があった⁴⁸。その他、諸般の事情から推せば、旧陸軍の日露戦争研究の見直しは、当時の満蒙問題解決策の模索に、

⁴² 参謀本部「日露戦史編纂綱領」(明治39年)(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴³ 浅野「明治陸軍の戦史研究について」6-8頁。兵学研究者浅野祐吾は、作戦戦闘史の偏重について、当時の軍事行動の成否が戦争全般の指導に重要な役割を演じたことが今日よりも遥かに大であった時代的特質があったと指摘している。

⁴⁴ 陸軍省「副官所蔵雑書(自明治三十六年、至大正六年頃までの分)」(防衛研究所図書館所蔵、陸軍省、雑、M36~7、101)。

⁴⁵ 参謀本部編集「日露戦役における我帝国の開戦準備の真相(上・中・下巻)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴⁶ 参謀本部編「明治三十七・八年秘密日露戦史(第1巻~3巻)」(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴⁷ 陸軍省編「日露戦争事情(軍事関係明治天皇御伝記史料の一部)」(戦役、日露戦争、60)(防衛研究所図書館所蔵)。

⁴⁸ 前田利為侯伝記編纂委員会『前田利為(軍人編)』(ヨシダ印刷、1991年)(非売品)324-348頁。参謀本部編「明治三十七八年秘密日露戦史」の第1巻は、昭和6年3月30日調製、第2巻は昭和6年6月25日調製、第3巻は調製されておらず草稿と見られる。

関連した取組みであった公算が大きい⁴⁹。

なお、この間、参謀本部は、『明治三十七八年戦例索引』（大正 15（1926）年）を編纂し、公刊日露戦史（全 10 巻）の使い勝手の悪さの改善などを試みていた⁵⁰。

しかし、これら一連の日露戦争研究見直しの動きは、その後の編纂取組みを、公刊戦史から秘密戦史を主体とする方向に転換させていった。それが、その後における、「秘 大正三年日独戦史」（大正 5 年）、「秘 大正七年乃至十一年西伯利出兵史」（大正 10 年）、「軍事極秘 大正十二年乃至十四年薩哈噠駐兵史」（大正 15 年）、「昭和三年支那事变出兵史」、及び「満州事变史」（昭和 8～15 年）等の秘密戦史の編纂である。

参謀本部における秘密戦史編纂の特徴は、「用兵並びに軍事政策に参画する者の鑑識に資する」とし、陸軍三官衙や軍司令部における高等統帥の研究や、業務の参考に資することが重視されている点にあった。そのため、編纂内容には陸戦の戦闘経過のみならず、戦争指導の与件となる開戦時の国内外状況、派兵及び撤兵行動などの重要事項を網羅することが考慮されていた⁵¹。しかし、依然として縦割りの編纂や、批判史観を避けたこと等により、歴史的眞実の探求はもとより、業務の参考、及び教育手段としての貢献にも徹底を欠いたものであった。また、並行して取組まれた公刊戦史の編纂は「戦史を以て国民教育の主要なる一資料と為す」とし、主な編纂対象が一般国民へと変更された⁵²。そのためか、参謀本部による編纂作業にも関わらず、通俗戦史と呼称し軽視化が目立ち、「参謀本部編」としても扱われなくなっていた⁵³。一例を挙げれば、参謀本部編「大正七年乃至十一年西伯利出兵史」（秘密戦史）と同時に取組まれた公刊戦史は、陸軍少将菅原佐賀衛編『西伯利兵史要』として大正 14 年に偕行社から刊行されていたことである。

その他、参謀本部は本邦戦史以外に、多数の外国戦史の翻訳と編纂にも取組んでいた。その主な編纂には、『明治三十七八年露軍之行動（全 12 巻）』、『欧州戦争叢書（全 38 巻）』、『欧州戦争叢書（特号・全 25 号）』、『欧州戦争研究資料（全 41 輯）』、及び『欧州戦争叢書・別冊（全 20 号）』等があり旧陸軍の業務の参考、及び将校の兵学

⁴⁹ 参謀本部編「明治三十七八年秘密日露戦史」が 3 巻で中断していることに対して、大江志乃夫は、著書『世界史としての日露戦争』（立風書房、2001 年）358-368 頁において、「間に葬られた参謀本部編『秘密日露戦史』」と題し、異論を唱えている。

⁵⁰ 参謀本部編『明治三十七八年戦例索引』（偕行社、大正 15 年）の凡例の第一項には高等兵学の研究、初級戦術の研究、並びに軍隊教育の資料に便利なように編集することに狙いが置かれている。

⁵¹ 参謀本部編「満州事变史第 1 巻、満州事变作戦経過の概要 上」（昭和 10 年）参謀本部編「秘 大正三年日独戦史 上巻」（大正 5 年）等の例言（いずれも防衛研究所図書館所蔵）を参照。

⁵² 参謀本部「昭和十八・四・五 大東亜戦史編纂綱領」（防衛研究所図書館所蔵）（中央、軍隊教育教育資料、144）。

⁵³ 陸軍少将菅原佐賀衛『西伯利出兵史要』（偕行社、大正 14 年）の序文に寄せて、参謀本部第四部長渡邊錠太郎が、大正 13 年 11 月に記している。

研鑽などに資された。

2 旧陸軍による戦史編纂の特質

(1) 戦史概念の原型

そもそも、旧陸軍は戦史をどのように捉えて、編纂に取り組んでいたのかであるか。当初の兵史及び戦記編纂は、前章において述べたように編纂理念等を曖昧なままに取り組み始められていた⁵⁴。そのため、西洋の理論に倣った戦史編纂の理念等が移植されたのは、明治22(1889)年頃になってからであった。それは、川上操六がドイツの戦史理論に学び、初めて「戦史」と称し『日本戦史』の編纂に取り組んだことにより実現された。川上は、参謀本部編『日本戦史 関原役』(明治26年)の緒言に、戦史とは何かについての自らの認識を9頁に亘り記述している。そして、それらは旧陸軍における戦史概念の原型となった⁵⁵。

川上の戦史概念に対する認識は、兵学研鑽のため勝敗の因果関係を明らかにするものであり、また兵学に適するような内容を記述したものである点に特徴があった。概念的には歴史と歴史学とが区別されているように、戦史を実学として、また、戦史書としての二つの側面でもとらえていたと言える⁵⁶。因みに当時の歴史学者ヘーゲル(Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831)は、「歴史という言葉は客観的方面と主観的方面とを総合して、事件(res gestae)を意味すると共に、事件の記述(historia rerum gestarum)を意味する」としていた⁵⁷。また、内田銀蔵(1872-1919)は歴史について、「第一に記録と言う意味、その他に発展過程という意味、歴史書という意味、一科の学問としての合計四つの意味がある」としている⁵⁸。

更に、川上は、「陸軍が、何故、自ら戦史編纂に取り組む必要があるのか」についても言及している⁵⁹。その理由の一つは、わが国には戦史と呼べるような史書がなかったこ

⁵⁴ 参謀本部編『佐賀征討戦記』の例言の一項に、「此書戦記を以って名とす、故に専ら戦闘の状景を詳にするを以って本旨」としているのみである。

⁵⁵ 参謀本部編『日本戦史 関原役』の緒言には「戦史は何の為に作るや凡そ兵を学ぶの人をして既往の得失に鑑みて将来の進歩を期せしめむとするものなり。」と記されている。

⁵⁶ 林『史学概論』1-6頁。

⁵⁷ ヘーゲル『歴史哲学(上)』、武市健人訳(岩波書店、2006年)99頁。

⁵⁸ 内田銀蔵『歴史の理論』(河出書房、1942年)107頁以下。

⁵⁹ 参謀本部編『日本戦史 関原役』の緒言には「戦史の選著以て已む可らざる此の如し、今我邦古来の戦闘に就き之を兵学に適すべく記述せむとするに当時の史乗、曾て今日に緊要なる條項を詳録せず。以て細大精明首尾整然たる戦史を修するに由なし。然りと雖も戦史は、終に作らざる可らず因つて廣く材料を蒐輯し又地理的的確ならざるは委員を派して之を査覈(調査)し勉めて兵学的記述を為し、以て此書を編す。」と記されている。

とを挙げている。つまり、彼は日本古来の東（吾妻）鏡、太平記等の合戦を叙した史乗や、それまでに参謀本部編纂課が編纂した『皇朝兵史』、『佐賀征討戦記』及び『征西戦記稿』を兵学研鑽に必要な内容を叙したものでないことから、戦史ではないと断じていた。もう一つの理由には、自ら（日本民族）の戦争経験に学ぶことの重要性を挙げている。彼は、「西洋の兵学理論はこれを応用する国民の素質（性情・風俗習慣など）の如何に由り、多少の精神と方式を異にする」との認識を抱いていた⁶⁰。そして、ドイツの戦史理論をそのまま模倣するのではなく、その本質を捉えて旧陸軍に適合する形で受容することを重視していた⁶¹。そのため、それまでの陸軍大学校等における外国戦史（普仏戦史や普墺戦史等）の教育に対し、その意義を評価しつつも、日本の国土・気象及び風土を基盤とした戦史編纂の必要性を説いた⁶²。

また川上は、戦史編纂が兵学研鑽に資することを第一義として、批判史観に基づく史学的編纂により、創造的なもの（叡智）への示唆を求めることを重視していた。

（２）戦史編纂における複数目標

しかし、川上が移植した戦史概念は、その後における分析・検討を通じた共通認識が深まることもなく、むしろ、その折々の軍事的関心が優先され等閑にされていった。つまり、旧陸軍の戦史概念は、曖昧模糊としたまま、それぞれの価値観・歴史観に任せ、共通のコンセンサスを確立することなく、戦史編纂が取組まれていった。そのため、編纂目標は異質のものを複数設けて、同時並行的に追求されている。それらを類別すれば、以下の三つに区分できる⁶³。

第一は、業務の参考等に資することであった。つまり、最新の戦争経験に学び、戦争様相の変化や動向、戦場の実相を認識し、行動規範としての普遍的な原則・戦理を探求する等により、直接的な示唆を得ることが期待された。これは、ベルンハイムの三分区で言えば第二段階「実用的歴史」の編纂目標と言え、軍事組織としての使命達成に直接結びついた編纂目標を追求することであり、戦史を実学として役立ててきた伝統的な取組み方と言える。そのため、編纂は戦訓抽出が重視された。だが、旧陸軍の場合は、公刊日清戦史と公刊日露戦史の編纂に観られるように、師団以下の用兵面が重視された点に特徴があった。そして、これらの戦史書を基に、陸軍士官学校等においては、戦術原則の理解や、用兵術の習熟に活用された。また、「戦例集」等の作成にも活用されてい

⁶⁰ 東條英教『戦術叢書の塵（第壹巻の一）』（兵事雑誌社、1909年）序言。

⁶¹ 参謀本部『日本戦史 関原役』の緒言。

⁶² 石光真人編著『ある明治人の記録（会津人柴五郎の遺書）』（中央公論社、1974年）102-113頁。

⁶³ 浅野「明治陸軍の戦史研究について」6-8頁。浅野祐吾「近代兵学史の一視点」『軍事史学』第12巻第1号（昭和51年6月）43-49頁。

る。

しかし、大正期以降における秘密戦史の編纂取組みでは、陸軍三官衙や軍司令部における高等統帥の研究に資することが重視されていった。例えば、参謀本部が取組んだ「秘大正三年日独戦史」、「明治三十七八年秘密日露戦史（第1巻～第3巻）」、及び陸軍省が各戦役において編纂した「政史」及び「戦役統計」等が代表例と言える⁶⁴。

このような作戦戦闘用兵及び高等統帥面の編纂目標が重視された結果、参謀本部の編纂取組みでは、物的戦力面の取組みが不足し、編成・装備の近代化が遅れた原因ともなった⁶⁵。その契機となった公刊日露戦史の編纂は、小国が大国に勝利した教訓として、用兵術、特に精神面の優位が物的戦力不足を補ったと過度に強調されたことが、陸軍の近代化を遅延させたとも指摘されている⁶⁶。

第二は戦争事績の顕彰である。このような編纂目標は、前述の業務の参考等に資することと並び、旧陸軍が戦闘場裡における行動の慣熟と戦法の研究を戦史に最も期待したことが背景にある⁶⁷。そのため、使命感や愛国心を高揚し伝統を継承する等、軍人のみならず国民一般の精神的基盤の強化に資することに主眼が置かれていた。因みに、このような編纂はベルンハイムの歴史学発展過程の三区分別を用いて表現すれば、第一段階の「物語的歴史」編纂と言える。

特に、旧陸軍の取組みでは作戦戦闘史の一分野としての統率面を重視し、戦場における異常な中での統率力の涵養に資することが編纂にあたって考慮された。そのため、戦史は将校の精神修養の糧とも言われた程である。しかし、反面では編纂（叙述）において、司令部内の意見の相異や、軍隊又は個人の怯懦失策に類するもの等、軍の威信にかかわるものが削除される傾向を創り出したとも言える。

この種の編纂目標で典型的なものは、旧陸軍創設期の明治13（1880）年頃から取組まれた参謀本部編纂課編『皇朝兵史』がある。これは、天皇の軍隊としての正統性、国軍創設時の兵士の忠誠心・団結心を高めるために編纂された。その他、部隊の伝統を継承することを主眼として編纂された各部隊史・郷土部隊史や、兵科史などがある。

第三は、将校教育に資することが目指されたことである。これは、戦史を歴史の一部として捉えた編纂取組みであった。そのため、究極的に創造的なもの（叡智）への示唆を求めることを重視した。いわば、ベルンハイムの区分では、第三段階の「発展的段階」にある編纂取組みであった。

⁶⁴ 陸軍省編「明治二十七八年戦役統計（全2巻）」（明治35年）、陸軍省編「明治二十七八年戦役陸軍政史」（いずれも防衛研究所図書館所蔵）等を参照。

⁶⁵ 浅野「明治陸軍の戦史研究について」7頁。

⁶⁶ 同上、8頁。

⁶⁷ 同上、6頁。

しかし、このような狙いで取組まれたのは、川上による日本戦史の編纂と、草稿作成までの公刊日清戦史の編纂のみであった⁶⁸。何故なら、川上が目指した戦史編纂は、兵学研鑽に資することを第一義とした西洋の合理的理論に倣ったものであったからである。しかも、川上は洋式の兵学（理論）を学ぶにあたり、自国の戦争経験に照らすことにより、鵜呑みにすることなく、その本質を理解させることを目指した⁶⁹。そのため、採られた作戦行動等を相対的な視点で評価することが不可欠であり、批判史観に基づく考察を加えた史学的編纂が目指された。その根底には、穿った見方をすれば、戦争経験（歴史）が「繰り返されるものではない」とする史観が川上の認識の中にあっただとも言える。

だが、そのような史学的編纂取組みは、当時の軍閥等の反発を招いた。そのため、川上の没後は、主に戦訓から直接的示唆を得る実学的編纂が重視され、将校教育に資するという目標追及は空洞化されていった。

（3）概括的な評価

旧陸軍の曖昧な戦史概念に基づく複数の編纂目標での戦史編纂取組みを概括的に見るとき、旧軍人達の評価には厳しいものがある。しかも、それらに共通する点は日露戦争研究（編纂）が十分でなかったこと、そして、そのことが敗戦原因の一端に繋がったとする認識が大方を占めていることである。例えば、終戦時の近衛師団長であった森超陸軍中將は、戦争継続を唱える反乱将校達に斬殺される前日に、ある大本営参謀の問いに答えて「日露戦争を真剣に分析しておけば太平洋戦争の惨禍は避けられたのではないか」との見解を述べている⁷⁰。また、第71師団長であった遠山登陸軍中將や⁷¹、聖将といわれた今村均陸軍大将も、晩年に同様のことを述懐している⁷²。その他、旧軍人以外でも同様の評価が散見されている。例えば、司馬遼太郎は、昭和62年2月25日のNHK番組「雑談・昭和への道・第12回」に出演し、「我国は日露戦争をきちんと分析すべきで

⁶⁸ 参謀本部『日本戦史 関原役』の緒言。

⁶⁹ 同上。川上は序言において、「戦史は何の為に作るや凡そ兵を学ぶの人をして既往の得失に鑑みて将来の進歩を期せしめむとするものなり」とし、戦史の概念を明確にしている。

⁷⁰ 有末精三『有末機関長の手記』（芙蓉書房、1979年）19-52頁。

⁷¹ 遠山登「遠山登中將回想録」（厚生省引揚援護局、昭和29年5月）（防衛研究所図書館所蔵）。「日露戦争に学ばないでノモンハンに惨敗し、また、ノモンハンに学ぶ事なく大東亜戦争の敗戦を迎えた」といった反省の弁を戦後の調査記録に記している

⁷² 今村均大将（宮城県出身、陸士19期、M19.6.28-S.43.10.4、陸軍大将・第8方面軍司令官、禁固10年・ラバウル・マヌス島で収監）は昭和41年11月（当時80歳）に陸上自衛隊東北方総監の島貫重節を訪ねた際、「日露戦争で、あれだけの偉業を打ちたたてた我国がその後、わずか40年にして今次敗戦の惨敗を喫したことは、外敵による破砕もあるが、それ以上に自ら内蔵していた致命的欠陥のためではなかったかと考える。そのためには日露戦争の真相そのものの調査からその根本を洗い直して見る必要があると思わざるをえない。」と述べている（島貫重節『戦略日露戦争（上）』（原書房、1981年）前書き）。

あった。そうしたら太平洋戦争は起こらなかったかもしれない」と批判している⁷³。また、阿川弘之、猪瀬直樹、他共著の『二十世紀日本の戦争』では、日露戦争の戦史研究がその後の日本の運命に深くかかわったと指摘している程である⁷⁴。

だが、翻って見て、日露戦史の編纂は、旧軍の戦史編纂事業を代表する最大規模の取組みであった。つまり、陸・海軍省及び参謀本部・軍令部等が取組んだ公刊及び秘密戦史の編纂は、11事業、総数約300以上の巻・冊に及ぶ大事業であった。また、それらの編纂事業において調査・収集された文献資料は、国内だけでなく、欧米を中心とする諸列国の膨大な数に及んでいた。例えば参謀本部は、『明治三十七八年露軍之行動(全12巻)』をはじめとして各国が編纂した戦史等、100件以上の外国文献資料を翻訳・編集し、編纂に利用していた⁷⁵。

そのような戦史編纂に対する膨大な努力が払われていたにも関わらず、「何故、戦争経験に学べなかったのか」である。その根源は、繰り返すようであるが、「戦史とは何か(戦史概念)」について真正面から向き合った議論が行われることなく、前述したように複数の編纂目標を設けて、しかも並行的に追求したことが大きい。そのため、戦争経験から直接的な示唆を得て業務の参考に資するために、最新の戦争経験から学ぶことを重視し、タイムリーな編纂取組みを優先されたことにより、真に必要であった史学的編纂取組みが制約され、同時並行的に追及された将校教育に資するものとならなかったと言える。

更に、これらの実態を編纂手法上の課題、特に旧陸軍の戦史編纂を制約した多元的な編纂枠組みと、批判的叙述の二つの主要なものを中心に、次に考えてみたい。

3 基本的課題と限界(その1: 多元的な編纂枠組みによる制約)

(1) 多元的な編纂枠組み

旧軍の編纂取組みにおける基本的課題の一つは、多元的な編纂枠組で取組まれたことである。そのため、旧軍では総合史としての戦史は制約され、一度も編纂されていない。つまり、編纂は、陸海軍の軍種別、更に各軍種は軍令・軍政の業務別に取組まれ、編纂対象は所管区分に応じ縦割になり、細分化されていた。このような多元的な編纂取組みは諸外国でも散見されるが、その多くは軍種別であり、わが国ほど細分化されてはいな

⁷³ 司馬遼太郎「未公開講演記録愛蔵版・司馬遼太郎が語る日本」(『週刊朝日』増刊号、1998年8月10日)247-248頁。

⁷⁴ 阿川弘之、猪瀬直樹、他共著『二十世紀日本の戦争』(文春新書、2000年)8頁。

⁷⁵ 福島県立図書館編『佐藤文庫目録』(福島県立図書館、1965年)。

い。一例を挙げれば、日露戦争史の編纂である。それは、陸海軍に区分され海軍は軍令部編「極秘 明治三十七八年日露海戦史(全150冊)」、及び『明治三十七八年日露海戦史(全4巻)』等を編纂している。陸軍は軍令事項を戦役史として、参謀本部編『明治三十七八年日露戦史(全10巻)』、陸軍軍医学校編『明治三十七八年戦役衛生史』、及び陸軍経理学校編『明治三十七八年戦役給養史』の三部門に区分して編纂している⁷⁶。また軍政事項は陸軍省編「秘 明治三十七八年戦役陸軍政史(全10巻)」、陸軍省編「軍事機密 明治三十七八年戦役統計(全6巻)」として編纂されている。

その後、大正末から昭和初期において参謀本部は、『明治三十七八年日露戦史戦例索引』、及び「明治三十七・八年秘密日露戦史(全3巻)」を編纂すると共に、「日露戦役における我帝国の開戦準備の真相(上・中・下巻)」を編集している。その際、陸軍省が手稿本として、「日露開戦事情」を編集する等、全てが細分化され取組まれている。また、これらの戦史編纂は旧軍としての編纂大系を描いて取組まれたものでない。因みに、旧軍唯一の編纂大系といえるのは、海軍軍令部が大東亜戦争開戦後に作成した、「大東亜戦争海軍戦史の編纂区分」があるが、内容的に海軍のみを対象とし、時期的にも終戦直前に作成されたものであった⁷⁷。

その他、戦前の軍事史学会が軍事史研究項目分類を作成していた。軍事史学会は、昭和11(1936)年2月15日に一部の陸海軍軍人が全国の歴史学者に呼び掛け設立された。そして、その機関誌『軍事史研究』に最初に掲載されていたのが、軍事史研究項目分類である。それは、「それぞれ、日本史、東洋史、西洋史の三区分に亘る」として分類されており、戦史は陸戦史のみを対象とし、海戦史は海軍史の一部とされていた⁷⁸。

(2) 多元的な編纂枠組み形成の軌跡

多元的な編纂枠組みは、西洋の合理的な組織理論を検討・理解することなく軍事機構

⁷⁶ 「参謀本部が日露戦役史編纂に着手」『報知新聞』(明治39年10月29日)。

⁷⁷ 軍令部編「大東亜戦争海軍戦史 本紀巻一」(防衛研究所図書館所蔵)の序言。近藤新治「旧陸海軍における戦史研究」『軍事史学』第11巻第3号(1975年12月)50-53頁。

⁷⁸ 軍事史学会「軍事史研究項目分類」『軍事史研究』第2号(昭和11年3月)巻頭。なお、軍事史学会は昭和11年2月15日、水交社の一室に発起人会が開催されて設立される。この会の発起人には有坂銘蔵(海軍造兵中将)、渡辺金造(陸軍中将)、中岡弥高(陸軍中将)、原田二郎(陸軍少将)、広瀬豊(海軍大佐)、有馬成甫(海軍大佐)、佐藤堅司(陸軍教授)、浪岡具雄等、陸海軍の将軍達が名を連ねている。設立がなると共に発起人は理事に就任し、2名の常務理事を互選し、直ちに事務を開始した。事務一切は神谷健一海軍大尉、島田貞一文学博士及び石岡久夫の諸氏が担任した。この会の運営は、理事として前記の発起人に加え、大山柏公爵、鳥羽正雄の諸氏が加わって行われた。又顧問として、井上哲次郎、三上参次、白鳥庫吉、瀬川秀雄、黒坂勝美、村川堅固、新村出、辻善之助、渡辺世祐、河野省三、大類伸等の各文学博士及び、徳富猪一郎が就任し、さらに若干遅れて、これら史学界の錚々たる人々に加えて、国文学界から中山久四郎、福井久蔵の両博士が就任している。そして、2年後には顧問に、平泉澄博士、理事に伊藤政之助(陸軍少将)等が追加されている。

の構築が模倣されたことに起因すると言っても過言でない。それは明治5(1872)年に陸海軍の軍務が分離され編纂組織もそれぞれ設けられたことに始まっていた⁷⁹。そして、編纂業務及び対象範囲は、陸・海軍省職制(条例)により二分され、旧陸軍の編纂業務は戦時及び平時を問わず陸戦経過を中心に取組まれた。そのため、海軍事項については関連する部分のみを最小限に扱うこととなった(海軍側はこの反対)。

また、これに続く明治11(1878)年の軍政・軍令の分離は、旧陸軍部内の編纂枠組みを更に多元化した⁸⁰。つまり、陸軍に関わる編纂業務は参謀本部(編纂課)の専管事項とされ、明治14年の「参謀本部編纂課服務概則」により編纂業務要領が初めて規定されていた⁸¹。しかし、実際は軍政・軍令の二元化により指揮統括が縦割りにされ、参謀本部が軍令事項(部隊運用)を、陸軍省(総務課)が軍政事項を中心というように、それぞれ所管事項を対象に取組まれた。加えて、参謀本部は戦役毎に編纂要綱を作成し、作戦・戦闘経過を中心に取組むが、その他の軍令分野、例えば、戦役衛生史は陸軍軍医学校、戦役給養史は陸軍経理学校等といった具合に、更に細分化して取組んでいた。そして、それらが慣例化されていった。

しかし、多元的な軍事機構の構築が、直ちに多元的な編纂枠組みの形成につながったとは言えない。それは制度としての基本を成したが、それを運用する軍人達の間には階層意識(セクショナリズム)が生まれたことにより、形成されていったと言える。つまり、階層意識が相互に踏み込むことが出来ない排他性を醸成、組織体質化し、多元的な編纂枠組みを揺るぎないものにした⁸²。その根源は、松下芳男が著書『日本軍閥興亡史(上)』において指摘しているように、藩閥を核とする明治軍閥だ⁸³。そのことを敷衍したのが、明治29(1896)年における編纂枠組み一元化の試みが挫折したことであった。

編纂枠組み一元化は、参謀本部の「臨時戦史編纂部官制」の建議により試みられていた⁸⁴。その主旨は、総合史としての日清戦史編纂を目指し、参謀本部長の下に陸海軍省及び軍令部・参謀本部の要員をもって、臨時の編纂部を設けることにあった。そのため、総勢27名からなる臨時戦史編纂部を設け、編纂部長には、陸海軍のいずれかの将官をあて、副長には同じく陸海軍将官若しくは、陸海軍大佐を以って充てるとしている。更に

⁷⁹ 松下芳男『明治軍制史論(上)』(図書刊行会、1978年)162-182頁。明治6年3月12日の陸軍省職制(条例)。

⁸⁰ 松下『明治軍制史論(上)』162-181頁。

⁸¹ 明治11年の参謀本部条例における編纂課の任務(第22条)は、「編纂課は本邦並びに外邦の政誌地理に関するもの並びに各国の兵制内外各地の戦史等を類纂彙輯し、或いは本部長の命にて特に一種の編述に従事することあるべし」と規定されていた。

⁸² 松下芳男『明治軍制史論(下)』(図書刊行会、1978年)387-393頁。

⁸³ 松下『日本軍閥興亡史(上)』29-31, 200-204頁。

⁸⁴ 参謀本部「臨時戦史編纂部官制」(明治29年)(防衛研究所図書館所蔵)。

編纂部員は陸海軍の佐官・尉官、同相当官、及び陸海軍編集を含む 15 名、及び書記 10 名をもつての編成が意図されていた。しかし、この建議は明治 29 年 2 月 28 日、海軍側との調整に先立ち、参謀総長彰仁親王の名をもつて、陸軍省（大山巖陸軍大臣）に送られているが、実現には至っていない⁸⁵。

その主な理由は、建議の第 1 条に示す「参謀総長の監督」が、海軍側のみならず陸軍省側に対しても、容易に参謀本部の突出を危惧させ、それぞれの組織体質としての排他性が作用したことである。そもそも多元的な軍事機構の構築は、藩閥の素地による明治 5 年の陸海軍省の分離に始まり、川上が建議した時期は、それから 20 年以上の時日を経ている。そのため、「陸の長州、海の薩摩」と称される程の明治軍閥が熟成されていたからであった⁸⁶。

また、旧軍による戦史編纂取組みの独占は、この種の組織体質の延長線上にあった。つまり、戦史編纂の独占は、明治 7（1874）年の参謀局設置が軍の統帥（軍令）部門からの文官排除に始り、その後の戦史編纂への取組みが軍人達の専管事項として制度化されたことにより、その枠組みが形成されていった⁸⁷。そこに組織体質としての排他性が作用した結果とも観られるからである。その他、軍事組織のニーズに応える戦史編纂には、未だアーカイブとなりえない現用の公文書等を必要としたことから軍事機密としての壁だけでなく、軍務経験や軍事的知識の有無が重視されたことや、更には、わが国の歴史学会が、デルブリュックのような歴史家を輩出していないこと等の環境条件も加わって維持されていた。

（3）編纂取組みの限界

では、このような多元的な編纂枠組みが、どのような限界を生み出したのか。基本的には編纂が縦割りにされたことにより、戦争の全体像の把握、総合的・統合的視点からの分析・研究が制約された。例えば、公刊日露戦史は冒頭の凡例に、「本史は陸戦の経過並びに付帯事項を叙述せるものにして戦闘に関する事蹟を詳記し、その他は適宜省略す、殊に海軍の行動は陸上作戦に係るものの外、概ねこれを記載せず」と編纂対象・叙述内容等を限定し、真実の探求、戦争の本質的事項を学ぶこと等に限界があった。

⁸⁵ 同上。参謀本部編「歴史草案」（防衛研究所図書館所蔵）には、「此協議は如何に決着せしか不明」と朱筆で記されている。

⁸⁶ 松下『日本軍閥興亡史（上）』27-48 頁。

⁸⁷ 「明治六年陸軍省職制」には、日本全国兵家歴史に係る書類及び版本の収蔵並びにその分類内外兵史並びに政誌の蒐輯と記されている。参謀局条例（明治 6 年 6 月 18 日）の第 18 条には、第四（兵史）課の職務を「此課は和漢西洋古今の兵史殊には西洋輓近戦争の事蹟を講究し、其の利害得失を弁明し、以て将来の用に供するを司る」と規定している。

このことは、同時に、旧陸軍の文献資料の集中的な収集・管理・利用などにも縦割りの障壁を形成した。つまり、報告などの文献資料は、それぞれの所掌担任に応じて収集、保管、廃棄された。そのため、実証的な編纂に不可欠な史資料活用の便宜性（Accessibility）も左右された。

また、編纂成果（戦訓等）の実践的な活用にも影響を及ぼしていた。例えば、参謀本部の用兵・統率等を重視した戦史編纂で抽出された戦訓を、各兵科及び陸軍省における装備の近代化施策へ反映することは容易ではなかった。

そのような課題と限界を裏付けているのが昭和16（1941）年7月の山下奉文視察団の報告書である⁸⁸。そこでは「戦史研究機関の強化とその研究の利用に就いて」と題し、日独を比較し旧陸軍の戦史編纂の課題などが報告されている。当該部分を引用すれば、「独軍の今次の成果〔引用者注：第二次大戦緒戦の電撃戦〕は一に前大戦の成敗の跡を徹底的に研究し其の結論を何等の拘束制肘を受くることなく実施し、（中略）直ちに之を編制、制度、戦法に利用せられあるは、国軍の現況に照らし三省を要するものあり。国軍に於ける研究は組織的永続ならず。又研究を実行に現すこと極めて稀なり。（中略）之現代戦に対する研究不十分の結果は機械力、物質力の軽視と為り現状を招来せりとなす。」と多元的な編纂体制によりもたらされた限界を指摘し、それらの対策について、「确实なる資料を多数収集し整理し結論を求むるに在り。之が為戦闘要報は必ず原本を其の日のうちに報告せしめ之を中央に収集し外国文献は努めて広く収集翻訳し時勢の追運に遅れざること絶対に必要なり。又研究の結果は之を直ちに実行して始めて効果を發揮すべく之が為には戦史研究機関は之を参謀本部に隷属せしむるを要す。軍隊教育の資料を迅速に収集、整理、配布する為諸機関の統合拡充を必要とす。」との編纂関連機関の統合化（一元化）の必要性が報告されている⁸⁹。

翻って、同報告はドイツ戦史理論に倣い、半世紀を経た戦史編纂取組みを、旧独軍のそれと比較したものであり、旧陸軍の編纂取組みの特異性を浮き彫りにしていることが意義深い。

4 課題と限界（その2： 批判的叙述の制約）

（1）批判的叙述の制約の軌跡

⁸⁸ 山下視察団は、「皇軍軍備充実に資する」ことを目的に昭和15年末から翌年6月23日までの約半年に亘りドイツ・イタリアを訪問している。視察団の編成は山下奉文中将を団長とし、参謀本部・陸軍省・技本・教育総監部・航空総監部、及び在独大使館付き武官合計23名（日本から10名）であった。

⁸⁹ 「山下視察団報告書I」（防衛研究所図書館所蔵、昭和16年7月1日）109-110頁。

旧陸軍による戦史編纂のもう一つの基本的課題は、総じて批判的な考察を加えないことを基本態度としてきたことである。しかし、最初に取り組まれた兵史及び戦記編纂期までは、比較的、「消極的な理由」での制約であった。例えば、戦訓をどのように汲み取るのかについては読者の判断に期待するという観点から、批判的な考察を避けるとしていた⁹⁰。そして、採られた戦法戦略を論究することなく、いずれも戦闘経過の顛末を詳細に記録することを主眼として取り組まれている⁹¹。一例を挙げれば、『佐賀征討戦記』、『西南戦記稿』、及び『皇朝兵史（巻の一）』等の編纂である。

その後、旧陸軍は批判史観に基づく考察を禁じる「積極的」な制約姿勢を採っていった。そのターニングポイントとなったのが、明治36年7月1日の参謀本部部長会議における大島健一の報告だ⁹²。報告は、日清戦史草案の批判的考察の部分を削除するとしていた。つまり、参謀次長川上操六がドイツの戦史理論に倣い、批判史観に基づく日清戦史編纂を試み完成を見ずして病没した後、公刊日清戦史の編纂は参謀本部第四部長大島健一に受け継がれた。だが、大島は、批判的研究を否定し、軍の威信の保持を重視するなど、川上の編纂方針を変更している。

その（大島報告）一部を引用すれば、「戦争の原因を叙するに當り、軍衛は夙に兵力を以て事を決せんとし、内閣は、故ら被働の地位に立ち、勉めて鋒矛を顯はさざらん事を期し、常に軍衛機先の措置を抑し（略）」との旧軍が好戦的とも見られる部分を削除するとしている。また、「我軍牙山の空虚に対し鄭重に攻進したる事蹟を記して、暗に用兵の亂雜を叙し、釜山の上陸及び前進計画の動搖を述べて、窃かに出征將帥の無謀を諷するの類多く（略）」等、開戦当初の我軍の失策例を挙げていることが軍の権威を損なうとの理由で削除するとしている⁹³。

更に、明治39年、大島は、「日露戦史編纂綱領」を定めて批判史観に基づく戦史編纂を禁じている。その際、日露戦史編纂綱領を具体化した「関連規定等」が作成され、その後の編纂態度を方向付けたことにより定着化が計られた⁹⁴。例えば、関連規定等の一つである、「日露戦史編纂に関する注意」においては、「編纂者は、事実の真相を顕彰するを主として之に批評を加えるを避くべし」とのことが明記されていた。また、「日露戦史史稿審査に関し注意すべき事項」において、批評記載例を列挙し具体的な準拠を

⁹⁰ 参謀本部編纂課編『皇朝兵史』の例言には「論贊を附すべきであるが、攻守の略勝敗の要を弁明するに至っては一人の私論をその間にくわえんよりは読む者をしてその利害得失を論ぜしむるに、熟興し蓋しはその人に存せり」とし、大小を論ぜずとしている。

⁹¹ 参謀本部編『佐賀征討戦記』及び『西南戦記稿』の例言を参照。

⁹² 参謀本部編「参謀本部・部長会議録、田村参謀次長（明治35～36年）」（防衛研究所図書館所蔵）。

⁹³ 同上。菅田甚八「日露戦役感想録 未定稿」（防衛研究所図書館所蔵）（戦役、日露戦役、57）。

⁹⁴ 参謀本部「日露戦史編纂綱領等」（明治39年2月）（防衛研究所図書館所蔵）。

示した。いくつか紹介すると、「各部隊間の意志の衝突に類することは、わが軍の内情を暴露する恐れがあるため、又、何等の利益もないため削除すること」、「軍隊又は個人の怯懦失策に類するものは、我軍の価値を減少し、後の教育に悪影響を及ぼす恐れから明記すべきでない」、「我軍の前進又は追撃が迅速でなかったこと等は、我軍の欠点を暴露するものであり、特に我軍戦闘力の損耗、若くは弾薬の欠乏等の原因を記述してはならない」、「弾薬追送等、我軍の戦争準備の不足を暴露するような記載は好ましくない」、「高等司令部幕僚の執務に関する真相の記述は、機密を暴露する恐れがあって削除」等の具体例を付記し徹底が図られていた⁹⁵。

加えて、旧陸軍は日露戦争直後に批判的研究の制約を強化する措置を取っている。例えば、「著作物公表制限に関する規則（明治38年、陸達第55号）」である⁹⁶。その他、佐藤徳太郎は、軍令として発布された用兵規範（諸規則等）、軍人の道德書としての典令（歩兵操典）、命令服従関係に起因する批判的研究の封止等についても批判的研究を阻害・制約した要因であると指摘している⁹⁷。

（2）起因となった課題と戦史編纂の限界

では、どのような課題が旧陸軍の批判的叙述を制約するような限界をもたらしたのか整理すれば、その第一には、戦史編纂の適時性が挙げられる⁹⁸。軍事組織にとって、「最新」の戦争経験に学ぶことは戦争及び軍用技術の動向を把握し将来戦に備えるため極めて重要である⁹⁹。しかし、そのためには、戦史編纂にタイムリー性が優先され、記憶が生々しい時点で編纂業務に取組む必要があった。また、叙述にあたっては、いくつかの配慮が不可欠であった。例えば、戦没者、遺族並びに生存者などの名誉・人権保護上や、軍事的秘密保全などの国益上の観点からである。その結果、戦史編纂は、「批評を避ける」という態度が採られ、都合の悪い事は匿され、史実が曲げられるなど、戦史叙述上の限界が生じていた。

しかし、これらの限界は軍事組織が適時性を重視した戦史編纂に期待する限り、避け

⁹⁵ 同上。

⁹⁶ 「第一条 本規則において著作と称するのは、著作物を出版し、又は雑誌、新聞紙に意見を掲載するのを言う。第二条 著作しようとするときは、学術、芸術に属するものの外、所属長官の許可を受けよ。第三条 学術に属する著作であっても、現行の制度、規則に対し、評論を加えるときには、所属長官の許可を受けよ。第四条 軍事上の妨害となり、その他軍紀に害ある著作をしてはならない。第五条 軍事その他の官庁の秘密について公にしない事項の記述については一般の規定による。第六条 前諸項に規定するものの外、著作に関しては、所属長官の監督を受けるものとする。」

⁹⁷ 佐藤『軍隊・兵役制度』146-165頁。

⁹⁸ 一般の歴史（編纂）はある一定の年月（例えば、50年から100年という説がある）を経た後、取組まれるのが常態とされており、この種の制約は小さいと言える。

⁹⁹ クラウゼヴィッツ『戦争論 上』篠田英雄訳（岩波書店、2001年）201-237頁。

られない面があった。例えば、モルトケは部隊・兵士の士気や国民世論への影響から、採られた作戦行動の是非、軍隊又は個人の怯懦失策に類することなどの論究等、軍事組織としての威信の維持にも配慮が必要となる場合があることを指摘していた。そして、正しい歴史の叙述は最も鋭い批評が重要であることを原則とするが、公刊戦史においては批判を控えめにする必要があると認めていた。だが、歴史学者達は、編纂取組み限界への妥協に対して、軍事組織が歴史の真実を封じたと非難した¹⁰⁰。

第二は、軍人達の戦争体験談の取り扱いである。戦史編纂において、実証のために必要な文献は、戦闘が激烈であればあるほど戦闘詳報等の報告資料が乏しい問題に直面した¹⁰¹。また、特に最新の戦争経験を重視した戦史編纂においては、必要な文献資料がアーカイブになり得ない時点での現用の公文書等が対象となる特性があり、関係資料へのアクセシビリティにも難点があった。そのため、個々の戦場体験の聴き取り（オーラルヒストリー）は重要な意義があった。しかし、個々の体験談が一局面に限られ、かつ偏見や主観で事実が曲げられるなどの信頼性に乏しいことや、そのまま全体を見る尺度として適用すれば当を失っていた¹⁰²。加えて、高級将校の戦場体験談は厳格な階級秩序を尊ぶ軍事組織において、特別な影響力を及ぼす傾向にあった。それらは圧力となり、真実の探求のための批判的研究を制約した。

その一例が、明治 35（1902）年 7 月 28 日、参謀本部の部長会議における参謀次長田村村与造の発言に窺える。一部を引用すると、「今日までの取り調べには、多く個人的言論を採用したる傾きあり。之が為、反て、事実の真相を錯乱不明ならしむる怖れ。今度は正式の材料に依る外、過度に修飾的事項を加えざることと為すべし、若し、其れ戦闘詳報等正式の材料に信を置くことあたわずといわば、之戦史編纂上の根本立たざるなり。然れども止むを得ずして個人的意見を収集する必要あれば、其の人名を明記し、出来れば捺印を請求し、他日の証と為すごとくするを要す。」とまで述べ、その対応につ

¹⁰⁰ ドイツ参謀本部軍事科学課、フォン・ベリー陸軍大佐の講演要旨「戦時に於けるドイツ陸軍の軍事科学工作（戦史研究）」陸軍参謀本部第四部訳（防衛研究所図書館所蔵、1941 年 1 月）。高木惣吉「戦史は足と金だけでは書けない」『東郷』第 39 号（1971 年 1 月）17 頁。移植されたモルトケの目指す戦史編纂と乖離してないとの見方である。即ち、モルトケは普墺・普仏戦争後、「およそ戦史は、その戦闘の結果に照らして記述されねばならぬ。しかし、わが軍勝利の為に貢献した人々に対しては、その名誉を毀損してはならない。これ国民の義務である」との戦史編纂の訓令をだした結果、モルトケの普仏戦史からは多くの誤りや隠匿が指摘され、ドイツが第一次・第二次の世界大戦で敗戦の苦杯をなめた原因の半ばは、このモルトケ戦史が歴史の真実と、自戒すべき戦訓を、ただ戦争の輝かしい勝利の影に押し込め、国民の心眼からこれを見失わせたためであるというものである。

¹⁰¹ 参謀本部「北清戦史編纂に関する書類（明治 35 年自 4 月、同 36 年至 12 月）」（防衛研究所図書館所蔵、参謀本部、雑、M35～20、136）。

¹⁰² 米陸軍 CGS 校編「米陸軍の戦史についての考え方、The Military History Program at the U. S. Army Command and General Staff College(Academie year 1975-76)」高井三郎訳『軍事史学』12 巻 1 号（1976 年 1 月）103-107 頁。

いても指示している¹⁰³。また、田村は、その後、明治36年7月1日の部長会議においても、「原材料（一次史料）を陣中日誌等、确实なるものより選択することに勉めよ、（一字判読不能）以上は他の意見を聞く必要なし。」と大島第四部長に対して再度の注意を与えている程であった¹⁰⁴。

第三は、軍の威信の保持や行政上の意図の反映である。つまり、軍事組織による戦史編纂は公的予算を使用し公的機関が取組む行政行為という側面を有する。そのため、特に公刊戦史の叙述内容は公式の歴史見解（Official-Account）とも位置付けられ、行政上の意図が編纂に組み込まれることは、わが国だけでなく避けて通れない課題である。つまり軍事組織が取組む戦史編纂は、官製戦史として批判的研究が制約を受けたとし、特に「自己解剖の限界が大きい」と評して、戦史編纂の取組みは軍事組織以外に任せるべきであるとの主張も常にある。

例えば、歴史小説家司馬遼太郎は米国が公刊した第二次世界大戦史の編纂が非軍事組織によって取組まれたとして、我国の軍事組織（旧軍及び防衛庁）が自ら取組むことの限界（相対的視点に基づく批判的研究の限界）を指摘していることなどが代表例の一つである。しかしながら、彼が言うほど第三者に委ねたことが理想的なものだったのかには疑問が残るところである¹⁰⁵。結局、批判的叙述の制約は、いかなる取組みでも官製戦史である限り払拭することは出来ない。問題は、その制約（限界）を極小化し、軍事組織としての戦史ニーズに応える編纂取組みが出来るかが重要である。

翻って、批判的叙述の重要性について、クラウゼヴィッツは、『戦争論』第2編第5章「批判」において論じている¹⁰⁶。その一部を引用すると、「歴史的事件をありのままに叙述することと、これを批判的に叙述することとは、まったく別個の事柄である。（中略）歴史的考察における本来の批判的部分をなすものは、一切のものをその究極の要素まで徹底的に追求して、疑いを差し挟む余地のない真実に達するにある。」また「考察

¹⁰³ 参謀本部編「参謀本部・部長会議録、田村参謀次長（明治35年～36年）」（防衛研究所図書館所蔵）。

¹⁰⁴ 明治36年7月3日の部長会議で大島の「二十七八年戦史出来上がり出版する以上は、参謀本部の責任以し、他より彼れ是れ異見を挟むことあるも採用せざる事の方針を（一字判読不能）くしたり。（即ち自己に不利益なる等の原因よりして編纂に改むる等のことなからしむる為なり）」発言に込めている。

¹⁰⁵ なぜならば、チャールズ・リンドバーグ『リンドバーグ第二次大戦日記』（新潮社、1974年）には、米軍の兵隊が日本兵の頭部を砂に埋めて、白骨化させて土産として持ち帰ったことなどが記載され、エドワード・ドレイの文献には撃沈された日本海軍の艦船から海上に逃れた日本人将兵に向かって米軍機が浴びせかけた機銃掃射によって海面に血と肉片のあぶくが立ったという描写が記載されているが（Edward J. Drea, *MacArthur's ULTRA: Codebreaking and the War against Japan, 1942-1945* (Lawrence, Kan.: University Press of Kansas, c1992), pp. 61-93.）、このような事項が米国公刊の第二次世界大戦史に正直に記載されているか否かが、確認されなければならないと考えるからである。

¹⁰⁶ クラウゼヴィッツ『戦争論（上）』202-203頁。

は批判的研究を加えることであり、『真理』は批判によって絶えず試されねばならない」ともしている。

翻って、旧陸軍の編纂取組みでは、「日露戦史編纂綱領」により批判史観が否定され、一貫して踏襲された¹⁰⁷。そのため、一切のものを、その究極の要素まで徹底的に追求して、疑いを差し挟む余地のない真実に達することが出来ず、いわば、あたり障りがなく、軍に都合の良いことだけを叙述する傾向が受け継がれた。言葉を替えれば、旧陸軍の戦史編纂は相対的な自己認識に基づく取組みを制約し、むしろ、絶対的な自己認識に基づいた取組みに終始したと言える。

その結果、既述したように兵学を学ぶには適さず、多くの旧軍人達に、「日露戦争に学んでいたら」という反省をもたらしたほど、軍事組織としての戦史編纂取組みに致命的とも言える欠陥を残した。

他方、これまで旧陸軍の戦史編纂努力の負の遺産を主として論じてきたが、最後に、旧軍の取組みが結果的と言えども、膨大な戦史史料を後世に残したことを、評価すべき遺産として記しておきたい。因みに、旧軍の戦史編纂の延長線上にある大東亜戦史叢書（全 102 巻）の刊行時、林健太郎は、「戦史叢書が、主として史料の忠実な紹介に努め、これを素材とし史観を展開させることを控えるという謙虚な態度をとっている。歴史研究には、こうした『第一次的な作業』が、最も必要であり最も困難なのである。これを機として、左右どちらにも偏しない実証的な太平洋戦史研究が盛んになることを希求してやまない」と評している¹⁰⁸。

むすびに代えて

人は決断を迫られるとき、自らの世界観、歴史観などを判断の基準にする。しかし、そのような世界観、特に歴史観は、自らの体験より、歴史（歴史書）を学ぶことにより培われるのが常態である。そこに、19 世紀の軍事組織が戦史に取組み始めた主たる動機があった。なかんずく、軍人、特に各級指揮官は、過酷な戦争場裡において、決心を求められる。そのため、創造的な軍事的対応を模索するための人材育成（将校教育）に資することが重視された。これらが軍事組織による戦史編纂取組みの本旨であったと言える。しかし同時に、軍事組織としては、戦争経験から直接的示唆を得て、実践的に活用する伝統的手法も並行して求められてきた。そのため、欧米諸国の軍事組織の大半の取組みでは、戦史概念（理論）が整理され最新の戦争経験から戦訓を抽出するための適

¹⁰⁷ 松田政雄「戦史室の想い出」防衛研究所編『防衛研究所 30 年史』（非売品、1984 年）98 頁。

¹⁰⁸ 朝雲新聞社作成「戦史叢書 102 巻の刊行パンフレット」（防衛研究所図書館所蔵）。

時性を重視しながらも、歴史の一部としての史学的編纂取組みが模索されてきた¹⁰⁹。

一方、旧軍の取組みでは、そのような西洋の戦史概念を陸軍参謀次長川上操六が移植したにも拘らず、根付いたとは言えない。むしろ伝統的ともいえる戦史編纂が取生まれ、戦訓重視の実学的編纂に終始し、わが国特有の戦史編纂となった¹¹⁰。その結果、深遠なる戦史（戦争経験）の本質に触れることができず、特に将校教育に寄与できなかったとも言える。

このような観点から振り返れば、旧陸軍がドイツをはじめ西洋の戦史概念に倣い戦史編纂に取組んだ軌跡は、近代日本が追った、「もう一つの坂の上の雲」だったのかもしれない。そして、旧軍が積み残してきた負の遺産は、今日もなお、解消されず継承されていることを忘れてはならない¹¹¹。

（防衛研究所戦史部第2戦史研究室長）

¹⁰⁹ 参謀本部第十一課「日独戦史課の運営」（昭和12年8月26日）（防衛研究所図書館所蔵、中央、全般概史、83）参照。昭和16年1月21日、独軍戦史課長フォン・ベリー大佐が山下視察団に対し、独軍の緒戦の勝利と戦史編纂取組みとの関わりについて言及していることである。そこで彼は仏軍が第一次大戦の経験は変化せる状況においても繰り返し斯くあるもの（歴史は繰り返す）と考え、（陣地戦・消耗戦）戦訓からの直接的示唆を重視していたことが最大の誤りと指摘している。

¹¹⁰ 戦後、「戦史は制服（軍人）に任せておくには、あまりにも…（云々）」といった軍事組織による戦史編纂の専有・独占を非難されたが、表現の自由や、史資料の公開など戦史編纂環境は大きく変化した。だが、軍事組織が必要とする分野を中心に大学等の研究機関が戦史編纂取組みを等閑視している状況に変わりがない。

¹¹¹ ドイツは、戦後においても最初に戦史概念について（ドイツ社会、特に連邦軍に）問いかけ、その後、第二次世界大戦史の編纂に着手している。それは、ドイツ軍事史研究所（MGFA: Militärgeschichte Forschungsamt）の初代所長マイヤーウェルカー（Dr. Hans Meier-Welker）が、1960年、「軍事上の激変に当面しての戦史の教育と研究」と題した論文を軍事月刊誌ヴェークンデ（*Wehrkunde*）に発表し、戦史に取組むための基本的事項を問いかけたことであった。因みに、マイヤーウェルカーは、戦史を歴史の一部とし、「戦史は繰り返されるもの、普遍的なもの、類型的なものなどでなく、我々の胸襟に触れるもの、理解し得るものである」とした。そして、戦史編纂の対象は将校の創造的対応力を生み出すような内面的効用を期待するものとした。つまり、自他の最新の戦争経験と認識から実用的効用を引出すことは、軍事組織として、引き続き重要であるが、それらを歴史の一部としての戦史ではなく、クリーククンデ（*Kriegskunde*: 仮訳は、戦争に関する識能、戦争学だけでなく術的分野を含んだ概念）と名づけ区分して取組むべきであるとした。このようなマイヤーウェルカーの主張は、今日の欧米において広く受け入れられている。Dr. Hans Meier-Welker, "Unterricht und Studium in der Kriegsgeschichte angesichts der radikalen Wandlung im Kriegswesen", *Wehrkunde* (1960), pp. 608-612.

Killing Vultures, Containing Communism, and Venting Pressure : International Impacts of the Korean War

Conrad C. Crane

Through most of its history, the United States has not maintained large peacetime military establishments. This has created a pattern of quick and drastic reductions in military forces after wars end, and a lack of preparedness when new ones begin. These trends were evident after the conclusion of World War II. American forces deploying to Korea in 1950 were understrength and underequipped. American air forces in the Korean War were primarily using aircraft left over from the previous war. F-51 Mustangs went into combat displaying wing markings from the 1944 invasion of Normandy.¹ Army divisions were short whole regiments and battalions, and armored units had to be equipped with tanks found abandoned on Pacific islands or taken from museum displays.²

The Korean War speeded the development of much new American military technology, such as certain jet aircraft, but it also caused lasting effects in international relations and American national security policies. It inspired President Dwight Eisenhower to pursue his "New Look" in defense, globalized the containment of Communism, delayed direct American involvement in combat in Vietnam, shook up the order of nations while releasing building pressures between superpowers, and left lingering suspicions of biological warfare. After the Korean War, the United States began maintaining strong peacetime military establishments to meet its new security concerns, not really executing significant reductions in force until after the collapse of the Soviet Union. Ironically, the last vestige of the Cold War remains on the Korean peninsula, inspired by legacies and memories of a war that ended over a half century ago.

Despite growing friction with the Soviet Union after the end of World War II, President Harry Truman hoped he could still maintain a small peacetime military es-

¹ Conrad C. Crane, American Airpower Strategy in Korea, 1950-1953 (Lawrence: University Press of Kansas, 2000), p. 24.

² Arthur W. Connor, Jr. "The Armor Debacle in Korea, 1950: Implications for Today." Parameters 22 (Summer 1992): pp. 66-76.